

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例（令和元年泉佐野市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(許可を要しない者)

第3条 条例第8条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 土地改良区
- (2) 土地改良区連合
- (3) 土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社
- (5) 市街地再開発組合
- (6) 地方道路公社
- (7) 日本下水道事業団
- (8) 土地開発公社
- (9) 住宅街区整備組合
- (10) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (11) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (12) 国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (13) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (14) 西日本高速道路株式会社
- (15) 阪神高速道路株式会社
- (16) 新関西国際空港株式会社
- (17) 関西国際空港土地保有株式会社
- (18) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人であって、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同様に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として市長が公示して定めるもの

(許可を要しない法令等の処分による土砂埋立て等)

第4条 条例第8条第2項第6号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる処分による土砂埋立て等とする。

- (1) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項（第2号は除く。）の許可
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の確認
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認又は同法第91条第1項の許可
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の認可又は同法第76条第1項の許可

- (5) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項（これらの規定を同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可
- (6) 下水道法（昭和33年法律第79号）第16条（同法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。）の承認
- (7) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可
- (8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可
- (9) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項若しくは第50条の2第1項の認可又は同法第66条第1項の許可
- (10) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可又は同法第33条第1項の認可
- (11) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項又は第9条第1項の認可
（許可を要しない土砂埋立て等）

第5条 条例第8条第2項第8号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。

- (1) コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土砂埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等
- (3) 運動場、広場その他の場所において、催しを実施することを目的として行う土砂埋立て等（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の30日前までに、市長に提出したものに基き行われるものに限る。）
 - ア 催しの名称、概要、主宰者名、受託事業者名、実施場所及び実施期間
 - イ 土砂埋立て等の計画
- (4) 土砂を発生させる者が工事区域外に搬出した土砂を当該工事区域内に埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該搬出の開始の日の30日前までに、市長に提出したものに基き行われるものに限る。）
 - ア 工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間
 - イ 土砂搬出及び埋戻しの計画
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等
- (6) 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の敷地において、建築物を撤去した後に当該建築物の跡地を埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等
- (7) 前号の敷地において、建築物の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（土砂埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）が1メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の30日前までに、市長に提出したものに基き行われるものに限る。）
 - ア 工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

イ 土砂埋立て等の計画

- (8) 建築基準法第6条第1項の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う土砂埋立て等であって、建築面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。）を当該土地に適用される建蔽率（建築基準法第53条第1項に規定する建蔽率をいう。）で除した面積を超えないもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の30日前までに、市長に提出したものにに基づき行われるものに限る。）

ア 工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

イ 土砂埋立て等の計画

- (9) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両が安全かつ円滑に走行し、及び駐車することができる土地を造成することを目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（同法第2条第6項に規定する道路（以下「道路」という。）に接続するために行う500平方メートル未満の埋立て等区域に係るものは除く。）が1メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の30日前までに、市長に提出したものにに基づき行われるものに限る。）

ア 工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

イ 土砂埋立て等の計画

- (10) 道路において、地下埋設管の新設、改装又は増築を目的として行う土砂埋立て等

- (11) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項若しくは第11条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の8第1項若しくは第81条の12第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等

- (12) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第21条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為として行う土砂埋立て等

- (13) 大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）第33条の規定による緑化（同条例第34条第1項に規定する緑化計画書を届け出て行うものに限る。）又は同条例第38条の規定に基づき市町村の条例の規定による届出をし、協議をし、その他必要な行為をして行う緑化を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さが1メートル未満であるもの

- (14) 法令若しくは条例（大阪府の条例を含む。）の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等

（事前協議）

第6条 条例第9条の規定による協議は、土砂埋立て等事前協議書により行わなければならない。

2 前項の土砂埋立て等事前協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める図書については、この限りでない。

(1) 説明会開催計画書

(2) 埋立て等区域及び土砂埋立て等に供する施設が設置される区域（以下「埋立て等関係区域」という。）に係る次に掲げる図書

ア 位置図

イ 現況平面図及び現況断面図

ウ 測量図及び求積図

エ 計画平面図、計画断面図及び排水計画図

オ 流域図

- (3) 埋立て等関係区域の土地及びこれに隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 埋立て等関係区域内に有し、又は埋立て等関係区域に隣接する道路その他の公共施設に係る土地との境界確定図の写し
- (5) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書
- (6) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画
- (7) 土砂の搬出入経路図
- (8) 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
- (9) 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面
- (10) 埋立て等関係区域の現況の写真
- (11) 土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書
- (12) その他市長が必要と認める図書

(土地の所有者の同意書)

第7条 条例第10条各項の同意は、土地使用同意書により行わなければならない。

(周辺地域の住民等への周知)

第8条 条例第11条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する町会等に係る区域その他条例第12条第1項又は第2項の申請書に記載する同条第1項第10号に掲げる措置に係る区域とする。

- 2 条例第11条第1項の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民等の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 3 条例第11条第1項ただし書の申請予定者の責めに帰することのできない事由は、申請予定者以外の他の者により説明会の公正、円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達することができないことが明らかであることとする。
- 4 条例第11条第1項ただし書に規定する必要な措置は、条例第12条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類の提供及び周辺地域の住民等の見やすい場所において行う掲示とする。
- 5 前項の規定は、条例第11条第3項において準用する条例第11条第1項ただし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項中「条例第12条第1項又は第2項」とあるのは、「条例第14条第2項」と読み替えるものとする。
- 6 条例第11条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。
 - (1) 次号に掲げる場合以外の場合 説明会開催結果報告書
 - (2) 条例第11条第1項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する周知を行った場合 周知結果報告書
- 7 前項第1号の報告書には、当該説明会に係る議事録を添付しなければならない。

(許可の申請)

第9条 条例第12条第1項及び第2項の申請書は、土砂埋立て等許可申請書とする。

2 条例第12条第1項第12号及び第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第12条第1項の埋立て等許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が法人である場合にあつては、その役員（条例第13条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び生年月日
- (2) 申請者が未成年者（条例第13条第1項第1号オに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）
- (3) 申請者に使用人（第11条に規定する使用人をいう。同条を除き、以下同じ。）がある場合にあつては、その者の氏名、住所及び生年月日

3 条例第12条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書（第13条各号に掲げる行為に係る申請である場合にあつては、第7号から第11号まで及び第13号に掲げる図書を除く。）とする。

- (1) 第6条第2項第2号から第11号までに掲げる図書
- (2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書及びその役員の住民票の写し）及び印鑑登録証明書
- (3) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し）
- (4) 申請者に使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
- (5) 申請者が条例第13条第1項第1号アからキまでのいずれにも該当しないことの誓約書
- (6) 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うための施設の位置図及び構造図
- (7) 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査（以下「地盤調査」という。）の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面
- (8) 土質検査その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算を行った場合にあつては、当該計算の内容を記載した書面
- (9) 擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (10) 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面
- (11) 沈砂池の構造図及び容量を算定した書面
- (12) 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
- (13) 調整池を設置する場合にあつては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面
- (14) 最近1事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあつては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面
- (15) 法人にあつては最近1事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）、個人にあつては前年分の確定申告書の写し
- (16) 資金を自己資金で調達する場合にあつては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書

面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面

(17) その他市長が必要と認める図書

(不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者)

第10条 条例第13条第1項第1号ウの規則で定める相当の理由がある者は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第8条の許可の申請前10年間に2回以上この条例又は森林法（昭和26年法律第249号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、大阪府砂防指定地管理条例（平成15年大阪府条例第7号）、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成26年大阪府条例第177号）若しくは大阪府内の本市以外の市町村が定める土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者
- (2) 条例第8条の許可の申請前10年間に2回以上条例第26条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その最後の取消しの日から3年を経過した者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る泉佐野市行政手続条例（平成11年泉佐野市条例第2号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過したものを含む。）
- (3) 大阪府の区域において、森林法第10条の3、第10条の9第3項若しくは第4項若しくは第38条各項の規定による命令、宅地造成等規制法第14条第2項から第4項まで、第17条第1項若しくは第2項若しくは第22条第1項若しくは第2項の規定による命令、大阪府砂防指定地管理条例第19条各項の規定による命令、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第23条各項若しくは第24条第1項の規定による命令又はこれらの規定に相当する大阪府内の本市以外の市町村が定める土砂埋立て等の規制に関する条例の規定による命令を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）
- (4) 大阪府の区域において、条例第8条の許可の申請前3年間に2回以上次に掲げる者のいずれかに該当する者
 - ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）第109条の規定に違反した者
 - イ 森林法第10条の2第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第4項の条件に違反して開発行為（同条第1項に規定する開発行為をいう。以下このイにおいて同じ。）をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者、同法第10条の8第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者、同法第15条の規定による届出書の提出をせず、若しくは虚偽の届出書を提出した者（同条の規定による届出書の提出をせずに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第44条第1項第1号に掲げる行為をした者を除く。）、同法第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若しくは同項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可に付した同法第34条第6項（同法第44条において準用する場合を含む。）の条件に違反して保安林若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者若しくは偽りその他の不正な手段により同法第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立木を伐採した者、同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若し

- くは同項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可に付した同法第34条第6項（同法第44条において準用する場合を含む。）の条件に違反して立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者若しくは偽りその他不正な手段により同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者又は同法第34条の2第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者
- ウ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りのその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同法第5条第1項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者
- エ 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項の規定に違反して同法第3条の規定により指定された海岸保全区域を占用した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者、同法第8条第1項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為（海岸法施行令（昭和31年政令第332号）第3条第1項に規定する行為を除く。）をした者、同法第8条第1項の許可に付した条件（同令第3条第1項に規定する行為に係るものを除く。）に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同法第37条の5の規定に違反して同条各号のいずれかに該当する行為（同令第12条の3第1項に規定する行為を除く。）をした者
- オ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定に違反して同項第1号、第2号、第4号若しくは第8号から第10号までに掲げる行為をした者、同法第21条第3項の規定に違反して同項第1号（同法第20条第3項第5号から第7号まで、第15号及び第16号に掲げる行為に係るものを除く。）、第3号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は同法第33条第1項の規定による届出をせず同項各号（第2号、第3号及び第7号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者
- カ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第11条第1項の規定に違反して工事を施行した者、同項の承認に付した条件に違反して工事を施行した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の承認を受けて工事を施行した者又は同法第18条第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者
- キ 宅地造成等規制法第8条第1項の規定に違反して宅地造成（同法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下このキにおいて同じ。）に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第12条第1項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者又は同法第15条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者
- ク 河川法第20条の規定に違反した者、同条の承認に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の承認を受けた者、同法第25条の規定に違反した者若しくは

- はその一般承継人、同条の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の許可を受けた者、同法第26条第1項の規定に違反して工作物の新築、改築若しくは除却をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第27条第1項の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、若しくは竹木の栽植若しくは伐採をした者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第55条第1項の規定に違反して同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域内において同項各号のいずれかに該当する行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者又は同法57条第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者
- ケ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- コ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した条件に違反した者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者
- サ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第5項の条件に違反して開発行為（同条第1項に規定する開発行為をいう。以下このサにおいて同じ。）をした者又は偽りその他不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者
- シ 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年大阪府条例第7号）第2条第1項の規定に違反して同項各号（第2号を除く。）に掲げる行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者又は詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者
- ス 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項の規定に違反して同項第1号若しくは第2号に掲げる行為（同項第1号に掲げる行為にあつては、同法第17条第1項第5号に掲げる行為を除く。）をした者又は同法第28条第1項の規定による届出をせず同項各号（第5号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者
- セ 大阪府自然環境保全条例第13条第4項の規定に違反して同項各号（第5号、第7号及び第8号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第5項の規定により許可に付せられた条件（同条第4項第5号、第7号及び第8号に係るものを除く。）に違反した者、同条例第15条第1項の規定による届出をせず同項各号（第5号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者又は同条例第18条第1項の規定に違反して同項各号（第5号及び第7号から第9号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第2項において準用する同条例第13条第5項の規定により許可に付せられた条件（同条第4項第5号、第7号及び第8号に係るものを除く。）に違反した者
- ソ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- タ 大阪府立自然公園条例（平成13年大阪府条例第6号）第6条第3項の規定に違反して同

項各号（第4号、第5号及び第9号から第12号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第4項の規定により許可に付せられた条件（同条例第6条第3項第4号、第5号及び第9号から第12号までに係るものを除く。）に違反した者又は同条例第7条第1項の規定による届出をせず同項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

チ 大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の規定に違反して同項各号（第4号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同条例第16条第1項の規定に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者

(5) 条例第8条の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同条の許可を受けた者、条例第14条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項に規定する変更許可を受けた者、条例第22条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者、条例第17条第2項、第19条若しくは第20条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は条例第20条第1項若しくは第2項の規定に違反してこれらの規定の水質検査を行わず、若しくはこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者（使用人）

第11条 条例第13条第1項第1号カ及びキ（これらの規定を条例第14条第4項及び第24条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（形状及び構造上の基準）

第12条 条例第13条第1項第6号（条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める形状及び構造上の基準は、埋立て等許可に係る土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの（以下「一時堆積」という。）以外である場合にあつては別表第1、一時堆積である場合にあつては別表第2に掲げるとおりとする。

（形状及び構造上の基準の適用除外）

第13条 条例第13条第2項（条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める申請は、次に掲げる行為に係る申請とする。

- (1) 地すべり等防止法第18条第1項の許可を要する行為
- (2) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する行為
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を要する行為
- (4) 大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の許可を要する行為

（許可書の交付等）

第14条 市長は、埋立て等許可（変更許可を含む。以下この条において同じ。）をしたときは土砂埋立て等許可書を申請者に交付し、埋立て等許可をしないときは土砂埋立て等不許可通知書により申請者に通知するものとする。

(変更許可の申請等)

第15条 条例第14条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可事業者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 許可事業者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (3) 管理事務所の所在地の変更
- (4) 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更
- (5) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の変更（当該量を減少させるものに限る。）
- (6) 土砂埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (7) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画の変更
- (8) 土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）
- (9) 許可事業者の役員又は使用人の変更

2 条例第14条第2項の申請書は、土砂埋立て等変更許可申請書とする。

3 条例第14条第2項第3号の規則で定める事項は、第9条第2項各号に掲げる事項とする。

4 条例第14条第3項の規則で定める図書は、第9条第3項各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）とする。

5 条例第14条第5項の規定による届出は、土砂埋立て等変更届により行わなければならない。（土砂埋立て等の着手の届出）

第16条 条例第16条の規定による届出は、土砂埋立て等着手届により行わなければならない。（土砂の搬入の報告）

第17条 条例第17条第1項の規定による土砂の発生場所の確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権原に基づき当該土砂を発生させる者が発行する土砂発生元証明書により行わなければならない。

2 条例第17条第1項の規定による土砂の汚染（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第4又は別表第5の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれこれらの表の下欄に定める要件に適合しないことをいう。以下この条において同じ。）のおそれがないことの確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土壌汚染対策法第3条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による調査の結果を記載した書面その他の同法又は同条例の規定による手続に係る書面であって市長が別に定めるものにより行わなければならない。

3 前項の規定により難いときは、条例第17条第1項の規定による土砂の汚染のおそれがないことの確認は、前項に規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、当該土砂の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は土壌汚染対策法施行規則別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類ごとの土壌溶出量調査の結果及び同令別表第5の上欄に掲げる特定有害物質の種類ごとの土壌含有量調査の結果を記載した書面により行わなければならない。

4 当該土砂が採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令による処分に係る採取場から採取されたものである場合における条例第17条第1項

の規定による土砂の発生場所及び土砂の汚染のおそれがないことの確認は、前3項の規定にかかわらず、当該採取場から採取された土砂であることを証する土砂売渡・譲渡証明書により行うことができる。

5 条例第17条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による確認後、土砂搬入報告書により行わなければならない。

6 前項の報告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる図書

ア 第1項の土砂発生元証明書

イ 第2項又は第3項の確認に係る書面

(2) 第4項に規定する場合に該当する場合 同項の土地売渡・譲渡証明書

(土砂管理台帳)

第18条 条例第18条に規定する土砂管理台帳は、土砂管理台帳とする。

2 条例第18条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土砂を発生させる者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 土砂の発生場所ごとの1日当たりの土砂の搬入量及び搬入のための車両台数

(3) 一時堆積にあっては、1日当たりの土砂の搬出量及び搬出のための車両台数

3 第1項の土砂管理台帳には、毎月の末日までに、当該月中における前項各号に掲げる事項を記載しておかななければならない。

(土砂の量の報告)

第19条 埋立て等許可に係る土砂埋立て等が一時堆積以外である場合における条例第19条の規定による報告は、土砂埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用された土砂の量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用された土砂の量を翌年4月末日までに、土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用された土砂の量を条例第23条第1項の規定による届出の時に、土砂使用量報告書により行わなければならない。

2 埋立て等許可に係る土砂埋立て等が一時堆積である場合における条例第19条の規定による報告は、土砂埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用された土砂の搬入量及び搬出量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用された土砂の搬入量及び搬出量を翌年4月末日までに、土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用された土砂の搬入量及び搬出量を条例第23条第1項の規定による届出の時に、土砂搬入量及び搬出量報告書により行わなければならない。

(水質検査の方法)

第20条 条例第20条第1項及び第2項の水質検査は、市長が指定する期日に市長が指定する職員の立合いの上採取した試料について、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）の規定に準じて行わなければならない。

(水質検査の報告)

第21条 条例第20条第1項及び第2項の規定による報告は、同項の水質検査を行った日から1月以内に、水質検査報告書に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前条の規定により採取した試料ごとの水質検査結果証明書（計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号の濃度に係る計量士が発行したものに限る。）

2 条例第20条第3項の規則で定める水質の基準は、排水基準を定める省令別表第1に規定するものとする。

（標識の寸法及び記載事項）

第22条 条例第21条第1項に規定する標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上でなければならない。

2 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立て等許可の年月日及び番号並びに許可をした者
- (2) 土砂埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号
- (3) 土砂埋立て等の目的
- (4) 埋立て等区域の位置
- (5) 埋立て等区域の面積
- (6) 埋立て等区域を明示した付近見取図
- (7) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号
- (8) 土砂埋立て等に使用される土砂の予定量（一時堆積である場合にあっては、年間の土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量）
- (9) 当該土砂埋立て等が一時堆積以外である場合にあっては、土砂埋立て等の期間

（関係図書の閲覧）

第23条 条例第22条の規定による閲覧は、埋立て等許可を受けた日から条例第23条第1項の規定による届出（土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときに係るものに限る。）の日まで行うものとする。

2 条例第22条の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 条例第12条第1項又は第2項の申請書の添付図書の写し
- (2) 条例第14条第2項の申請書の添付図書の写し
- (3) 第15条第5項の土砂埋立て等変更届の写し
- (4) 第16条の土砂埋立て等着手届の写し
- (5) 第17条第5項の土砂搬入報告書及びその添付図書の写し
- (6) 第19条第1項の土砂使用量報告書又は同条第2項の土砂搬入量及び搬出量報告書及びその添付図書の写し
- (7) 第21条第1項の水質検査報告書及びその添付図書の写し
- (8) 第25条第1項の土砂埋立て等地位承継承認申請書及びその添付図書の写し

3 条例第22条の申請書の写し及び前項各号に掲げる図書に含まれている情報のうち、泉佐野市情報公開条例（平成11年泉佐野市条例第27号）第6条第1号から第3号までに該当する情報については、条例第22条の規定による閲覧の対象から除くものとする。

(土砂埋立て等の完了の届出等)

第24条 条例第23条第1項の規定による完了の届出は、土砂埋立て等を完了した日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等完了届により行わなければならない。

- (1) 埋立て等許可の年月日及び番号
- (2) 埋立て等区域の位置
- (3) 土砂埋立て等の期間
- (4) 土砂埋立て等を完了した年月日
- (5) 完了した埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
- (6) 埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあつては、その内容

2 条例第23条第1項の規定による廃止又は休止の届出は、土砂埋立て等を廃止した場合にあつては廃止した日から30日以内、土砂埋立て等を休止した場合にあつては休止した日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等廃止（休止）届により行わなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 土砂埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間
- (3) 土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
- (4) 土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあつては、その内容

3 条例第23条第1項の規定による再開の届出は、土砂埋立て等再開届により行わなければならない。

(地位の承継の申請書)

第25条 条例第24条第2項の申請書は、土砂埋立て等地位承継承認申請書とする。

2 条例第24条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 承継しようとする地位に係る埋立て等許可の年月日及び番号
- (2) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
- (3) 条例第22条第2項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が法人である場合にあつては、その役員の氏名、住所及び生年月日
- (4) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）
- (5) 申請者に使用人がある場合にあつては、その者の氏名、住所及び生年月日
- (6) 承継の理由

3 条例第24条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 第6条第2項第11号に掲げる資金調達計画書
- (2) 第9条第3項第2号から第5号まで及び第14号から第16号までに掲げる図書
- (3) 許可事業者の相続人その他の一般承継人であること又は許可事業者から当該土砂埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面

(土地の所有者による施工状況の確認)

第26条 条例第28条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。

- (1) 当該施工の状況が条例第10条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
- (2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散も若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第28条第1項の規定による土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(身分証明書)

第27条 条例第31条第2項に規定する証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

(書類の提出部数)

第28条 条例の規定により市長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、市長が別に定める場合にあつては、この限りでない。

(文書の様式)

第29条 この規則による申請書、通知書その他の文書の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(条例附則第3項の規則で定める処分)

2 条例附則第3項の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- (1) 土地改良法第95条第1項の認可
- (2) 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可
- (3) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可
- (4) 地すべり等防止法第18条第1項の許可
- (5) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可
- (6) 河川法第55条第1項の許可
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可
- (8) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の許可
- (9) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の許可
- (10) 大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の許可
- (11) 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項(同項第3号及び第7号に係る部分に限る。)の許可
- (12) 泉佐野市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成25年泉佐野市条例第8号)第2条第1項(同項第3号及び第7号に係る部分に限る。)の許可

別表第1(第12条関係)

1	埋め立て等関係区域の地盤について、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。
2	著しく傾斜している土地において土砂埋立て等を行う場合においては、土砂埋立て等を行う前の地盤と土砂埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。
3	土砂埋立て等によって生じる法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上であること。
4	土砂埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
5	埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。
6	<p>擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、次に掲げる規定に適合すること。</p> <p>(1) 盛土の場合には、法尻に擁壁等が設置されること。</p> <p>(2) 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造等の堅固なものであること。</p> <p>(3) 溪流内の盛土の場合において、全土量を対象にした土砂流出防止のためのコンクリートえん堤等が設置されること。</p> <p>(4) 練積み造の擁壁の構造は、土質に応じて決定されたものであること。</p> <p>(5) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次に掲げる規定が満たされることが確かめられていること。</p> <p>ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破損されないこと。</p> <p>イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。</p> <p>ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。</p> <p>エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。</p>
7	土砂埋立て等によって生じる法面の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが5メートルごとに幅が1.5メートル以上の小段が設置されること。
8	雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること。
9	8の項の排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
10	埋立て等区域外に土砂が流出しないように、沈砂池（土砂埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）その他の土砂の流出を防止するために必要な施設が設置されること。
11	下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨

	水を貯留する調整池（土砂埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。
12	土砂埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の浸食に対して保護されること。
13	埋立て等区域（土砂埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。
14	土砂埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。

別表第2（第12条関係）

1	別表第1の1の項、8の項及び9の項の規定に適合すること。
2	埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして市長が認める場合は、この限りでない。
3	土砂の堆積の高さ（土砂の堆積によって生じる法面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。以下この表において同じ。）が5メートル以下であること。
4	土砂の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上であること。
5	埋立て等区域の周辺に、土砂の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯及びその緩衝地帯を表示する境界標が設置されること。

別記様式（第27条関係）

（表）

第 号	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 生年月日	6.5センチメートル
上記の者は、泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第31条第1項の規定により立入検査の権限を有する職員であることを証明する。			
発行年月日 令和 年 月 日 有効期限 令和 年 月 日			
泉佐野市長			<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 印 </div>
9センチメートル 			

(裏)

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

(立入検査)

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂若しくは排水を無償で収去させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)～(9) 略

(10) 第31条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者